

令和4年第3回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年3月30日					
召集場所	滝上町役場大会議室					
開閉会の日時及び宣告	開会 令和4年3月30日 午前9時 30分 議長 瀬川 博 閉会 令和4年3月30日 午前11時 00分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	欠席	9	池田 政隆	出席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	欠席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	出席	12	井上 秀幸	出席
	6	林 花美	出席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	欠席			
会議録署名委員	池田委員			佐々木委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	加藤 暢也	係長	北嶋 佑太	書記	森川 光
議事日程	議案第1号 水利使用許可に係る受益面積調書の証明について 議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点 検・評価について 議案第3号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案 について					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 本日、原田委員、太田越委員、西田委員より欠席の連絡をいただいております。在任委員 13 名、出席委員 10 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 3 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 9 番池田委員、11 番佐々木委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、特に報告はありません。

日程第 3. 議案第 1 号. 水利使用許可（更新）に係る受益面積調書の証明について議題といたします。

朗読願います。（係長朗読）

説明願います。

局長 本件は本町畑かんに伴う水利権について、10 年の法定更新に関する議案となっております。詳細につきましては係長より説明がございます。

係長 説明いたします。水利権は法定更新年限を 10 年と河川法で定められており、管理者である網走建設管理部より受益地の一覧の提出がありました。合計で地番「上渚滑原野 1095-1 外 3, 114 筆」、台帳地目「畑、雑種地、山林、原野、宅地、用悪水路」、現況地目「全て畑」、受益面積「3, 115 筆計 3, 311. 28 m²」となっております、農政課と事務局で農地台帳と畑かん図と付け合わせしたところ受益地一覧について誤りはなかったため本受益調書の内容が畑かんの用に供している事が適当である旨の決議をお願いします。受益地の地図については 2 ページの図面をご覧ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 8 番日野委員

日野委員 2 点ほどあります。まず、10 年に一度の更新発行です。受益面積を口頭で聞き逃したのですが、前回と増えているのか減っているのか口頭でもう一度教えて下さい。

事務局 法定更新につきましては河川法の 23 条に規定されている通り 10 年更新が基本となって折ります。受益面積につきましては 3311.28ha となっています。こちらの数字につきましては、10 年前提出された数字と同じになっております。こちらに関しては農政課と網走開発建設部の方で協議した内容について農業委員会でも確認させていただいた議案になっています。こちらの事業を進めるにあたって更新の際に農業委員会の証明が必要になりますので今回議案に上程させていただきました。

議 長 質疑を打ち切ります。

提出を受けた受益調書の原案が適当であるか否かについて意見を求めます。原案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

原案が適当であると認めることに決定しました。

日程第 4. 議案第 2 号. 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局 長 農業委員会等に関する法律では、委員会は、農地の最適化の推進や事務の実施状況を毎年公表しなければならないとされています。このため本件は、平成 28 年 3 月 4 日付け「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき作成したものであります。詳細については係長より説明がございませぬ。

係 長 説明いたします、議案の4ページをご覧ください。(以下議案に基づき説明)説明は以上ですが、昨年よりこちらの内容については全国農業会議所のホームページで全国分を一括して公表することになります。

議 長 この件に関し質疑ございませんか。
8番日野委員

日野委員 7ページの現状及び課題の権利設定済みの未活用地について調査審議を再度行う必要があると考えているについて、今後このような農地が出てくると受け止めてしまうのですが、課題に関してどのような取り組み方をするのか考えがあるのでしょうか。

係 長 こちらについては、まだ具体的に何を行うかも話を詰め切れておりません。初めに現状の農地台帳の情報の整理を行っています。これが実体とどれだけかけ離れているのか事務局の方で現在整理をしています。この結果につきましては総会の方で議事内外のどちらかで必ずお話しする必要がある案件ではないかと考えております。その中で今農地台帳の中に現況農地として入っているものが全て農地であるのかどうか今後判断する必要があると事務局としては考えております。

会 長 遊休農地は現在ないため、権利設定地の活用中の判断は難しいが、実際やってみて現実的にどうなのか知っておく必要があると思う。

質疑を打ち切ります。
本件について、原案どおり決定することとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

本件は、原案どおり決定することといたします。

日程第5．議案第3号．令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、令和3年度の点検評価と同様に令和4年度の委員会の目標及びその達成に向けた活動計画案について審議いただくものであります。先日の研修会でも話のあった通り様式等改正がなされておりますので、詳細については係長より説明がございました。

係長 説明いたします、議案の13ページをご覧ください。

(以下議案に基づき説明)

本年につきましては法令に規定する様式の改正に伴い、令和4年2月25日付農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進について」に基づき作成しております。説明は以上ですが、案を審議決定したのち、前議案同様全国農業会議所のホームページで公表いたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

会長 説明資料の方は前回の研修会で行った内容であります。農業委員に毎年の報告が求められています。事務局と相談した結果個々で毎日やるのは大変だろうということで月に一回の総会で報告してもらおうので良いのではないかということになりました。この件についてもご意見いただきたいと思っております。

議長 8番日野委員

日野委員 それぞれの委員がチェックできれば良いですが。会長が言っていたのは総会の場で個人個人が報告して欲しいという事ですか。

係長 事務局としましては今予定している段階でそれが一番いいのか考えている段階です。総会に来た段階で皆様の議案の上に1カ月の活動報告が出来るように簡単なシート1枚置かせていた

できます。その他に事務局に口頭でお伝えしていただいてもいいのかと思います。記載項目の全てを話す必要はないと考えています。主に重要な話としましては、特に日時や相手方、農地の筆があると良いのですが、これをかんたんに報告できる仕組みを整備したいと考えています。正式な報告ややり方についてはまだ決まっています。申し訳ございません。

会 長 報告まで1カ月は長く、記憶することは難しいので皆さんにはその都度手帳やスマホにメモしてもらいたいと思います。後で報告書にかけるようなメモが必要だと思います。

大坪委員 研修会の時の話ではこの記録簿をコピーして書いて出すのもありかと思いますがどうでしょうか。

日野委員 大坪委員の言うようにしなければ日にちと誰と中身を後で書くのは無理だと思います。それぞれがチェックシートを持ってメモしないとわからなくなる、また例えば滝上町農業推進協議会のような組織体でも地域の農業にからむのですが、このようなこともシートに書くのですか。

係 長 事務局同席の会議については確認できます。例えば、地域の農事組合の会議や部会ごとの会議は農業委員会の方で確認できないので必要があれば記録を残してもらう必要があります。

日野委員 出席した会議体を全て記録するのですか。

係 長 記録するのが好ましいと記載要領に書いてあります。

会 長 例えば農業委員でありながら違う役割として出た会議についてはどうなのですか。

村田委員 具体的に話をすると酪農組合の会員として出る場合は農業委員会の職は関係ないという判断で良いのですか。

温水委員 農業委員は365日農業委員だと思うので他の立場で参加している会議であっても農業委員としての立場は常にあると思いま

す。ので全ての会合が活動にあたるのではないか。

係 長 ご意見をいくつかいただきまして、日野委員や温水委員のおっしゃっていることはどちらも間違いではないので、どこまでのことを記録するのかについては一回農業会議と話をして明確にしたいと思います。記載内容については4月の1週までには回答したいと思います。

議 長 他にご意見ご質問ございませんか。

会 長 4月から記録が必要なのですか。

係 長 年度的には4月からになっています。

温水委員 報告の頻度はどうなのですか。年間まとめてなのか、毎月なのか。

事務局 農業委員会から上部の組織に報告するのは年間1回となっています。

議 長 わかりました。記録票については検討して農業委員各位に周知してください。それでは、その他の点目標の内容についてはどうですか。

3番村田委員

村田委員 13ページの基本構想水準到達者はどのような意味ですか。

事務局 本町として定めている農業経営強化基盤法の基本構想の中で定めた水準に到達している方が1名いらっしゃるということです。具体的には年間の主たる従事者1名当たりの売り上げがおおむね480万円を超えており耕作の規模等が営農類型水準と同等以上であるものとなっています。基本構想の中に到達した方が1名いらっしゃるということで記載しています。

議 長 他に質疑ございませんか。

会 長 詳細については農業会議に後ほど確認することとします。

質疑を打ち切ります。

本件について、原案どおり決定することとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

本件は、原案どおり決定することといたします。

議 長 以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第3回農業委員会総会を終了いたします。